

速度取締指針

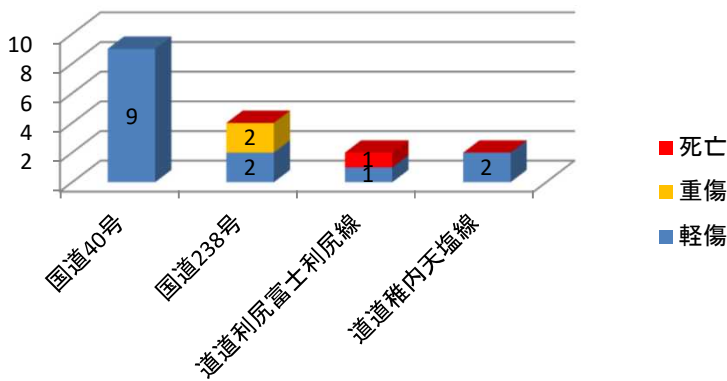
稚内警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道40号	午前6時から午後8時	市街地 郊外	指定速度(50km/h) 法定速度(60km/h)
国道238号	午前10時から午後6時	市街地 郊外	指定速度(50km/h) 法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

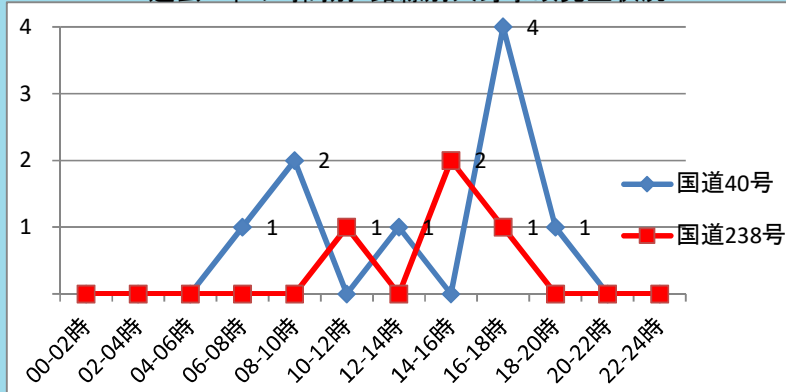
稚内警察署管内の交通事故実態等

過去3年の路線別人身事故発生状況



- 過去3年11月～4月の人身事故のうち、
 - ・国道40号で9件
 - ・国道238号で4件
 - ・道道利尻富士利尻線で2件
 - ・道道稚内天塩線で2件と多く発生しています。
- 死亡事故については
 - ・道道利尻富士利尻線で1件発生しており、
- 重傷事故については
 - ・国道238号で2件
 - ・その他の道路で2件発生しています。

過去3年の時間別・路線別人身事故発生状況



- 過去3年11月～4月の時間別人身事故発生状況を見ると
 - ・国道40号
 - 6時～10時 3件
 - 12時～14時 1件
 - 16時～20時 5件
 - ・国道238号
 - 10時～12時 1件
 - 14時～18時 3件
- と発生しており、朝と夕方の通勤通学時間帯に事故が発生している傾向がありますが、冬期間は日中にも発生しています。

その他の交通指導取締りの要点

市街地における交差点違反取締り、シートベルト取締り、飲酒運転取締りを強化していきます。

令和7年5月から令和7年10月までの交通事故発生状況と取締り取組状況

- 期間中、死亡事故は発生していませんが、重傷事故が4件発生しています。
- 期間中、9件(前年同期比+3件)の人身事故が発生しており、国道40号が2件、その他市道及び道道が7件となっています。
- 夏季期間は郊外部における実勢速度が上昇することから、幹線道路である国道を重点的に、速度取締りを実施しました。